

破産法157条の報告書（第7回）（破産者株式会社クレジエンテ）

第1 破産手続開始に至った事情

- 1、詳細は第1回報告書のとおりであり、破産者株式会社クレジエンテ（以下、「クレジエンテ」という。）は平成22年9月に設立、「マルチ」商法により化粧品販売事業等を営んでおり、預り商品債務、少人数私募債債務、個別の短期借入債務等があった。
- 2、クレジエンテは、コロナ禍の影響等により資金繰りが悪化し、令和3年1月ころから私募債や借入金の利息支払を一時停止し、同年6月には東京国税庁から1億7000万円超の滞納処分を受け、同年9月7日午後5時に破産手続開始決定を受けた。

第2 破産会社及び破産財団に関する経過及び現状

1、負債の状況

これまでの債権届出書等によれば、クレジエンテの負債は以下の一覧表のとおりであるが、破産配当がないので債権認否は留保する（なお、関連会社と会員債権者の債権届出が重複しており、債権届出金額が多額に見えることに注意が必要である。）。

No.	債権の種類	人数	債権届出金額
1	財団債権（公租公課）	17	189,052,674 円
2	財団債権（労働債権）	13	12,547,707 円
3	財団債権（その他）	3	29,906 円
4	優先的破産債権（公租公課）	3	23,891,160 円
5	優先的破産債権（労働債権）	9	5,033,341 円
6	会員債権	1,099	11,294,732,120 円
7	一般債権	18	36,979,736 円
	合計	1,162	11,562,266,644 円

2、破産財団の状況

クレジエンテの破産財団は、別紙「財産目録及び収支計算書（第7回）」のとおりである。

3、第6回債権者集会以降の管財業務の概要

(1) 現代表取締役の責任

- ア、クレジエンテの現代表取締役は、令和4年12月8日付で東京地方裁判所に対し自己破産を申し立て、同月21日に破産手続開始決定を受けている(令和4年(フ)第7132号)。同事件では、当職が破産管財人に選任されている。
- イ、クレジエンテは、芦屋不動産の売買代金残金1億8400万円を騙し取られたことにつき、会社法上の役員責任に基づき1億8400万円の損害賠償請求権を破産債権として届け出ている。
- ウ、現代表取締役の破産手続では、引継予納金20万円、破産時の預金約65万円、否認権を行使した親族に対する交付金約741万円を回収し、破産財団の現在残高は約825万円である。これにより現代表取締役の資産換価は終了した。
- エ、他方、現代表取締役の破産債権は、会員債権者3名から届け出があり、当職がこれに異議を述べたところ、高松地方裁判所の訴訟の受継が申立てられ、同訴訟が係属中である。そのため破産債権額は確定していない。財団債権はない。
ついては、債権確定手続が係属中なので、異議が述べられた破産債権が認められることを前提として「簡易配当」を行う見込みである。
- オ、その結果、現代表取締役の破産手続において、クレジエンテに対し365万800円の簡易配当を受ける見込みであり、これにより現代表取締役に対する債権の回収は全て終了する。

(2) 前代表取締役の責任

- ア、クレジエンテは、前代表取締役に対し、①9億円超の貸付金、②6億円超の役員報酬、③10億円超の最上位会員ボーナス、等の総額26億円超の不当利得返還請求権(ただし請求債権はその一部)に基づき、令和4年11月9日に債権者破産申立てを行い、同年12月14日破産手続開始決定を得て(令和4年(フ)第6421号)、当職とは別の破産管財人が選任されていた。
- イ、クレジエンテは、破産債権10億890万1706円の債権届出をしていた。
- ウ、前代表取締役の破産手続は、令和6年2月26日の債権者集会において財産の換価回収が全て終了したが、破産財団は約239万円しかなく、破産配当はできないとのことであり、同日付で「異時廃止」決定がされている。
- エ、また、前代表取締役に対し令和6年3月8日付免責許可決定がされている。ただし、同月25日付で債権者の一部から即時抗告がされたとのことである。
- オ、前代表取締役の破産手続では、クレジエンテに対し、債権者破産申立の予納金のうち149万5085円が返還された。これにより前代表取締役に対する債権の回収は全て終了した。

(3) 多額の金員の流れ

債権者からは、現在も「クレジエンテが集めた多額の金員はどこに行ったのか。」とのご質問が寄せられている。

この点、税理士等の協力も得て金員の流れを調査したが、第3回報告書のとおり、①マルチ会員に対する報酬（ボーナス）支払、②多額の交際費の支出（前代表取締役への貸付等を含む）、③代表取締役らの給与報酬支払、④借入金や社債等の元金・利息等支払、等が大きな金員の支出であったと思われる。

第3 損害賠償の査定の裁判その他保全処分を必要とする事情の有無
役員らに対する責任追及等の状況は、上記のとおりである。

第4 破産手続の廃止（異時廃止）

1、破産手続廃止（異時廃止）の申立て

以上により、現代表取締役と前代表取締役の各破産手続が終了して、クレジエンテの資産換価は全て終了した。

その結果、クレジエンテの破産財団の本日現在の残高（簡易配当金の受領見込額を含む。）は3258万9615円である。

他方、クレジエンテには公租公課等の財団債権が2億163万287円もあることから、破産財団をもって破産手続費用を支弁するのに不足するため、破産手続を廃止（異時廃止）することを申し立てる（破産法217条1項）。

2、財団債権に対する按分弁済

破産財団の現在残高から、別紙「財産目録及び収支計算書（第7回）」のとおり、破産管財人報酬等を控除した後、公租公課等の財団債権に対しその債権額に応じた按分弁済を行う（破産法152条1項）。

3、破産配当の有無

クレジエンテは破産債権者に対する破産配当をすることができない。

クレジエンテの破産手続は終了することになり、債権者集会も今回が最後になる見込みである。

4、ホームページによる情報提供

クレジエンテのホームページにおいて現在も情報提供を行っており、個人の破産債権者が多数に上ることから、破産手続廃止後も一定期間はホームページでの情報提供を継続する見込みである。

（以上）

財産目録及び収支計算書(第7回)(破産者株式会社クレジエンテ)

令和3年(フ)第5406号

破産者 株式会社クレジエンテ

破産管財人 弁護士岡田隆

資産部分

開始決定日(令和3年9月7日)現在

収支計算部分

開始決定日 ~ 令和6年5月14日

資産及び収入の部

単位:円

番号	科目	申立時簿価	収入	備考
1	現金	7,000,000	7,000,000	引継予納金(令和3年9月15日引継)
		-	7,233	小口現金
2	預貯金	515,490	789,948	ゆうちょ銀行336,407円、みずほ銀行453,541円
3	仮差押済み預金	2,141,200	2,141,204	みずほ銀行預金の仮差押取下により回収。
4	売掛金	7,849,863	105,380	商品代金収納代行会社に対する売掛金を回収。
			7,681,795	カード代金収納代行会社に対する未収金7,744,483円からチャージバック分等を差し引いた7,681,795円を回収。
5	在庫商品	28,314,555	1,600,000	大阪倉庫の商品等を令和3年12月22日付及び令和4年1月25日付許可を得て売却済み。
			5,520,240	化粧品定期購入につき双方未履行債務の履行を選択。648名の顧客の自動振替金(諸費用を控除)を回収。
			200,000	破産会社の商標商品を製菓会社が無断で販売したので令和5年4月10日付和解許可を得て和解し200,000円を回収。
6	貸付金	1,082,235,227	0	前代表取締役に対する貸付金等は回収不能
7	什器備品	11,214,333	0	本社建物とともに明渡済み
8	自動車	11,013,991	640,000	アルファード1台を令和3年9月14日付許可を得て回収済み。
			1,077,226	レクサス1台を割賦債権者が売却し、相殺後の残金を回収済み。
9	敷金・保証金	47,524,600	0	本社(中央区銀座)の敷金(46,671,000円)は原状回復費等と相殺。
			12,000	山形県米沢市の敷金(100,000円)は残金12,000円を回収。
			0	茨城県水戸市の敷金(753,000円)は相殺された。
10	出資金(不動産代金)	184,000,000	58,122	芦屋市不動産の売却代金を出資したとの説明。勝訴判決を得て差押で58,122円を回収した。刑事告訴をするも不起訴処分とされた。
11	供託金回収	5,200,000	5,200,130	前代表取締役に対する預金仮差押の供託金について、担保取消の同意を得て供託金520万円及び供託金利息130円を回収。
12	立替金回収	-	250,800	商品の売却代金とは別に立て替えた搬出費用を回収
13	消費税等還付金	-	0	消費税等還付金19,839,067円は未払源泉税等に充当された。
14	弁護士預け金	349,462	349,132	破産前に訴訟等を担当した弁護士の預け金の回収
15	予納金返還金	-	1,495,085	債権者破産申立の予納金の返還金
16	配当金	-	3,650,800	現代表取締役の破産配当金の受領予定額
17	預金利息	-	484	破産管財人預金口座の利息
資産及び収入合計		1,387,358,721	37,779,579	

支出の部

番号	科目	金額	備考
1	通信費、交通費、事務費	524,210	通信、交通費、ホームページ管理費、照会請求費その他事務費
2	訴訟等費用	624,551	太陽光発電を謳う会社への訴訟、強制執行、債権者破産申立
3	財団債権弁済(撤去費、税理士報酬等)	1,230,350	動産撤去費、商品発送費、税理士費用等
4	財団債権弁済(双方未履行債務の履行)	1,310,853	化粧品定期購入サービスの一部商品の仕入発送費
5	財団債権弁済(債権者破産申立予納金)	1,500,000	前代表取締役に対する債権者破産申立費用
6	財団債権弁済(資料保管・廃棄費用等)	950,000	個人情報資料・PC等の保管・廃棄・ホームページ維持費
7	財団債権の按分弁済金	24,616,352	財団債権に対する按分弁済
8	弁済手続事務費用	23,263	通知費用、振込手数料、その他事務費用
9	破産管財人報酬	7,000,000	破産管財人報酬見込額
支出合計		37,779,579	

現在財団残高 0

公租公課

財団債権189,052,674円(17名、消費税、源泉所得税、特別徴収税、社会保険料、労働保険料等)、及び優先的破産債権23,891,160円(3名、法人住民税、社会保険料等)等。

破産法157条の報告事項

- 1 破産手続開始の決定に至った事情 破産手続開始申立書記載のとおり 破産手続開始申立書に付加する点は別紙のとおり
- 2 破産者及び破産財団に関する過去及び現在の状況 破産手続開始申立書及び財産目録記載のとおり その他(別紙のとおり)
- 3 損害賠償請求権の査定の裁判、その保全処分を必要とする事情の有無 無 有(内容) その他(別紙のとおり)

(作成日=令和6年5月14日現在)

【破産】貸借対照表(第7回)(破産者株式会社クレジエンテ)

資産の部			負債の部		(単位:円)
番号	科目	評価額=財団 組入額	番号	科目	評価額
1	現金(引継予納金)	7,007,233	1	財団債権(公租公課)	189,052,674
2	預貯金	789,948	2	財団債権(労働債権)	12,547,707
3	仮差押済み預金	2,141,204	3	財団債権(その他)	29,906
4	売掛金	7,787,175	4	優先的破産債権(公租公課)	23,891,160
5	在庫商品	7,320,240	5	優先的破産債権(労働債権)	5,033,341
6	貸付金	0	6	会員破産債権	11,294,732,120
7	什器備品	0	7	一般破産債権	36,979,736
8	自動車	1,717,226			
9	敷金・保証金	12,000			
10	出資金(不動産代金)	58,122			
11	供託金回収	5,200,130			
12	立替金回収	250,800			
13	消費税等還付金	0			
14	預け金回収	349,132			
15	予納金返還金	1,495,085			
16	配当金	3,650,800			
17	預金利息	484			
	資産合計	37,779,579		負債合計	11,562,266,644

差引 資産不足額 ▲ 11,524,487,065 ※負債の認否は留保する。

破産法157条の報告書（第7回）（破産者株式会社ジェナル）

第1 破産手続開始に至った事情

- 1、詳細は第1回報告書のとおりであり、破産者株式会社ジェナル（以下、「ジェナル」という。）は平成31年4月に設立され、病院の一般事務等を受託し運営をしてきた。
- 2、ジェナルは、クレジエンテの会員に対し少人数私募債を発行し金員を集め、クレジエンテに対し貸し付けており、その貸付金は2億9531万円に及ぶ。
クレジエンテが破産して、その貸付金の回収が不能となり、ジェナルは令和3年10月20日午後5時に破産手続開始決定を受けた。

第2 破産会社及び破産財団に関する経過及び現状

- 1、破産債権届出は留保されているところ、破産手続開始申立書によれば、ジェナルの負債額は以下の一覧表のとおりである。

No.	債権の種類	人数	申立書記載額等
1	財団債権（公租公課）	2	5,048,940円
2	優先的破産債権（公租公課）	1	2,314,808円
3	社債破産債権	79	268,300,000円
4	一般破産債権	5	38,623,563円
	合計	87	314,287,311円

- 2、ジェナルの破産財団は、別紙「財産目録及び収支計算書（第7回）」のとおりである。

第3 損害賠償の査定、裁判その他保全処分を必要とする事情の有無

現代表取締役は破産手続開始決定を受けており、今般、破産手続終結見込みである。

第4 破産手続の廃止（異時廃止）

クレジエンテの破産手続は、今般、破産手続が廃止（異時廃止）される。

そのため、ジェナルのクレジエンテに対する貸付金の回収も不能となり、ジェナルの資産換価は全て終了した。

その結果、ジェナルの破産財団の本日現在の残高は361万8858円であるが、財団債権が504万8940円もあり、破産財団が不足するので、破産手続を廃止（異時廃止）することを申し立てる。財団債権に対し按分弁済を行う。

ジェナルは、破産債権者に対する破産配当をすることができない。

ジェナルの破産手続は終了し、債権者集会も今回が最後になる見込みである。

(以上)

財産目録及び収支計算書(第7回)(破産者株式会社ジェナル)

令和3年(フ)第6220号

破産者 株式会社ジェナル

資産部分

開始決定日(令和3年10月20日)現在

破産管財人 弁護士岡田隆

収支計算部分

開始決定日 ~ 令和6年5月14日

(単位:円)

資産及び収入の部

番号	科目	簿価	収入	備考
1	現金	2,500,000	2,500,000	引継予納金(令和3年11月1日引継)
2	預貯金	7,737	2,897	一部反対債権(手数料債権等)と相殺され、預金残高を回収した。
3	売掛金	12,308,834	0	クレジエンテに対する業務委託費等。同社は破産し回収不能である。
4	貸付金	299,700,000	0	クレジエンテへの貸付金295,310,000円は回収不能である。医療法人への貸付金4,390,000円は譲渡担保実行済み。
5	差入保証金	2,722,500	1,143,832	本社の敷金につき、原状回復費と相殺後の残金を回収。
6	預金利息	-	73	破産管財人預金口座の利息
資産及び収入合計		317,239,071	3,646,802	

支出の部

番号	科目	金額	備考
1	通信費、交通費、事務費	27,944	通知発送、交通費
2	財団債権弁済(資料保管・廃棄費用)	50,000	個人情報資料等の保管及び廃棄費用
3	財団債権の弁済金	1,967,029	財団債権に対する按分弁済
4	弁済手続事務費用	1,829	通知費用、振込手数料等
5	破産管財人報酬	1,600,000	破産管財人報酬見込額
支出合計		3,646,802	

現在財団残高 0

公租公課

財団債権5,048,940円(2名、源泉所得税、都民税等)、及び優先的破産債権2,314,808円(1名、源泉所得税等)。

破産法157条の報告事項

- 1 破産手続開始の決定に至った事情 破産手続開始申立書記載のとおり 破産手続開始申立書に付加する点は別紙のとおり
- 2 破産者及び破産財団に関する過去及び現在の状況 破産手続開始申立書及び財産目録記載のとおり その他(別紙のとおり)
- 3 損害賠償請求権の査定、その保全処分を必要とする事情の有無(破産者が法人の場合に限る。) 無 有(内容) その他(別紙のとおり)

破産法157条の報告書（第7回）（株式会社ラディアンテ）

第1 破産手続開始に至った事情

- 1、詳細は第1回報告書のとおりであり、破産者株式会社ラディアンテ（以下、「ラディアンテ」という。）は平成29年6月に設立されたが、特に事業は行っていなかった。
- 2、ラディアンテは、クレジエンテの会員に対し少人数私募債を発行し、また個別に短期借入で金員を集め、クレジエンテ等に対し3億8500万円を貸し付けている。
クレジエンテが破産して貸付金の回収が不能となり、ラディアンテは、令和3年11月1日午後5時に破産手続開始決定を受けた。

第2 破産会社及び破産財団に関する経過及び現状

- 1、破産債権届出は留保されているところ、破産手続開始申立書によれば、ラディアンテの負債額は以下の一覧表のとおりである。

No.	債権の種類	人数	申立書記載金額等
1	財団債権（公租公課）	3	8,958,221 円
2	優先的破産債権（公租公課）	1	6,533,600 円
3	社債債権，借入金債権	89	389,040,000 円
4	一般債権	1	10,934 円
	合計	94	404,542,755 円

- 2、ラディアンテの破産財団は別紙「財産目録及び収支計算書（第7回）」のとおりである。

第3 損害賠償の査定、裁判その他保全処分を必要とする事情の有無

現代表取締役は破産手続開始決定を受けており、今般、破産手続終結見込みである。

第4 破産手続の廃止（異時廃止）

クレジエンテの破産手続は、今般、破産手続が廃止（異時廃止）される。

そのため、ラディアンテのクレジエンテ等に対する貸付金の回収も不能となり、ラディアンテの資産換価は全て終了した。

その結果、ラディアンテの破産財団の本日現在の残高は249万3373円であるが、財団債権が895万8221円もあり、破産財団が不足するので、破産手続を廃止（異時廃止）することを申し立てる。財団債権に対し按分弁済を行う。

ラディアンテは、破産債権者に対する破産配当をすることができない。

ラディアンテの破産手続は終了し、債権者集会も今回が最後になる見込みである。

（以上）

財産目録及び収支計算書(第7回)(破産者株式会社ラディアンテ)

令和3年(フ)第6490号

破産者 株式会社ラディアンテ

資産部分 開始決定日(令和3年11月1日)現在

破産管財人 弁護士岡田隆

収支計算部分 開始決定日 ~ 令和6年5月14日

(単位:円)

資産及び収入の部

番号	科目	簿価	収入	備考
1	現金	2,500,000	2,500,000	引継予納金(令和3年11月12日引継)
2	預貯金	16,397	7,587	一部反対債権(手数料債権等)と相殺されている。預金残高を回収。
3	売掛金	3,868,560	0	クレジエンテに対する業務委託費等。同社は破産し回収不能である。
4	在庫商品	30,000,000	0	クレジエンテから購入した商品。商品は未受領であり回収不能である。
5	貸付金	385,790,000	0	クレジエンテへの貸付金385,000,000円とジェナルへの貸付金790,000円は、回収不能である。
6	預金利息	-	50	破産管財人預金口座の利息
資産及び収入合計		422,174,957	2,507,637	

支出の部

番号	科目	金額	備考
1	通信費, 交通費, 事務費	14,264	通知発送, 交通費
2	財団債権弁済(資料保管・廃棄費用)	50,000	個人情報資料等の保管及び廃棄費用
3	財団債権の弁済金	940,630	財団債権に対する按分弁済
4	弁済手続事務費用	2,743	通知費用、振込手数料等
5	破産管財人報酬額	1,500,000	破産管財人報酬見込額
支出合計		2,507,637	

現在財団残高 0

公租公課

財団債権8,958,221円(3名, 消費税, 法人税, 源泉所得税等の合計額), 及び優先的破産債権6,533,600円(1名, 消費税, 源泉所得税等の合計額)等。

破産法157条の報告事項

- 1 破産手続開始の決定に至った事情 破産手続開始申立書記載のとおり 破産手続開始申立書に付加する点は別紙のとおり
- 2 破産者及び破産財団に関する過去及び現在の状況 破産手続開始申立書及び財産目録記載のとおり その他(別紙のとおり)
- 3 損害賠償請求権の査定の裁判, その保全処分を必要とする事情の有無(破産者が法人の場合に限る。) 無 有(内容) その他(別紙のとおり)

破産法157条の報告書（第7回）（破産者株式会社蔵皇）

第1 破産手続開始に至った事情

- 1、詳細は第1回報告書のとおりであり、破産者株式会社蔵皇（以下、「蔵皇」という。）は、平成20年9月に設立され、化粧品等の販売を業としていた。
- 2、蔵皇は、クレジエンテの会員に対し少人数私募債を発行し、また個別に短期借入で金員を集め、クレジエンテに対し7億6228万円を貸し付けている。
クレジエンテが破産してその貸付金の回収が不能となり、蔵皇は、令和3年11月1日午後5時に破産手続開始決定を受けた。

第2 破産会社及び破産財団に関する経過及び現状

- 1、破産債権届出は留保されているところ、破産手続開始申立書によれば、蔵皇の負債額は、以下の一覧表のとおりである。

No.	債権の種類	人数	申立書記載金額等
1	財団債権（公租公課）	4	19,667,233 円
2	優先的破産債権（公租公課）	1	11,202,224 円
3	社債債権, 借入金債権	154	717,700,000 円
4	一般債権	2	36,534 円
	合計	161	748,605,991 円

- 2、蔵皇の破産財団は、別紙「財産目録及び収支計算書（第7回）」のとおりである。

第3 損害賠償の査定、裁判その他保全処分を必要とする事情の有無

現代表取締役は破産手続開始決定を受けており、今般、破産手続終結見込みである。

第4 破産手続の廃止（異時廃止）

クレジエンテの破産手続は、今般、破産手続が廃止（異時廃止）される。

そのため、蔵皇のクレジエンテに対する貸付金の回収も不能となり、蔵皇の資産換価は全て終了した。

その結果、蔵皇の破産財団の本日現在の残高は306万7583円であるが、財団債権が1966万7233円もあり、破産財団が不足するので、破産手続を廃止（異時廃止）することを申し立てる。財団債権に対し按分弁済を行う。

蔵皇は、破産債権者に対する破産配当をすることができない。

蔵皇の破産手続は終了し、債権者集會も今回が最後になる見込みである。

（以上）

財産目録及び収支計算書(第7回)(破産者株式会社蔵皇)

令和3年(フ)第6491号

破産者 株式会社蔵皇

資産部分

開始決定日(令和3年11月1日)現在

破産管財人 弁護士岡田隆

収支計算部分

開始決定日 ~ 令和6年5月14日

(単位:円)

資産及び収入の部

番号	科目	簿価	収入	備考
1	現金	2,500,000	3,000,000	引継予納金(令和3年11月12日引継)
2	預貯金	101,034	89,828	一部反対債権(手数料債権等)と相殺されている。預金残高を回収。
3	売掛金	30,896,664	0	クレジエンテに対する業務委託費等。同社は破産し回収不能である。
4	貸付金	762,282,484	0	クレジエンテに対する貸付金295,310,000円(金額相違)は回収不能である。
5	預金利息	-	59	破産管財人預金口座の利息
資産及び収入合計		795,780,182	3,089,887	

支出の部

番号	科目	金額	備考
1	通信費, 交通費, 事務費	22,304	通知発送, 交通費等
2	財団債権弁済(資料保管・廃棄費用)	50,000	個人情報資料等の保管及び廃棄費用
4	財団債権の弁済金	1,413,925	財団債権に対する按分弁済
5	弁済手続費用	3,658	通知費用、振込手数料等
6	破産管財人報酬額	1,600,000	破産管財人報酬見込額
支出合計		3,089,887	

現在財団残高 0

公租公課

財団債権19,667,233円(4名, 消費税, 法人税, 源泉所得税等の合計額), 及び優先的破産債権11,202,224円(1名, 消費税, 源泉所得税等の合計額)

破産法157条の報告事項

- 1 破産手続開始の決定に至った事情 破産手続開始申立書記載のとおり 破産手続開始申立書に付加する点は別紙のとおり
- 2 破産者及び破産財団に関する過去及び現在の状況 破産手続開始申立書及び財産目録記載のとおり その他(別紙のとおり)
- 3 損害賠償請求権の査定の裁判, その保全処分を必要とする事情の有無(破産者が法人の場合に限る。) 無 有(内容) その他(別紙のとおり)